



長野県報

10月16日(月)
平成18年
(2006年)
第1804号

目 次

条 例

知事の事務部局の組織に関する条例の一部を改正する条例（行政システム改革チーム） 1

告 示

生活保護法に基づく介護扶助のための居宅介護、介護予防、居宅介護支援計画の作成、介護予防支援計画の作成、	
特定福祉用具販売、特定介護予防福祉用具販売又は施設介護を担当する機関の指定（コモンズ福祉チーム）	2
土砂災害の発生原因が土石流である土砂災害警戒区域の指定（砂防チーム）	7
土砂災害の発生原因が土石流である土砂災害特別警戒区域の指定（砂防チーム）	7
土砂災害の発生原因が急傾斜地の崩壊である土砂災害警戒区域の指定（砂防チーム）	8
土砂災害の発生原因が急傾斜地の崩壊である土砂災害特別警戒区域の指定（砂防チーム）	8

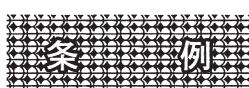
公 告

特定非営利活動法人の設立の認証申請（NPO推進チーム）	8
特定非営利活動法人の定款の変更の認証申請（NPO推進チーム）	8
国土調査法に基づく成果の認証（水と土・郷づくりチーム）	9
一般競争入札（森林づくりチーム）	9
一般競争入札（廃棄物監視指導チーム）	10
建設業法に基づく処分（県土活用支援チーム）	11
土地改良事業の工事の完了（3件）（水と土・郷づくりチーム）	11
一般競争入札（2件）（道路チーム）	11
警備業法に基づく検定（生活安全企画課）	13

本号で公布された条例のあらまし

◇ 知事の事務部局の組織に関する条例の一部を改正する条例（条例第48号）

- 1 各部局の自主性、積極性を高め、県政を迅速に行うため、経営戦略局を廃止するほか、所要の改正を行いました。
- 2 この条例は、平成18年11月1日から施行します。



知事の事務部局の組織に関する条例の一部を改正する条例をここに公布します。

平成18年10月16日

長野県知事 村井 仁

長野県条例第48号

知事の事務部局の組織に関する条例の一部を改正する
条例

知事の事務部局の組織に関する条例（昭和27年長野県条例第104号）の一部を次のように改正する。

第2条中「の部局」を「の部」に改め、同条第1号を削り、同条

第2号を同条第1号とし、同条第3号から第10号までを1号ずつ繰り上げる。

第3条を削る。

第4条中「（経営戦略局の主管に属する事務を除く。）」を削り、同条を第3条とする。

第5条を第4条とし、第6条から第12条までを1条ずつ繰り上げる。

附 則

この条例は、平成18年11月1日から施行する。

行政システム改革チーム